

## 緊急時対応マニュアルのガイドラインの作成の方向性について

### 1. 緊急時対応マニュアルのガイドライン作成の目的

東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、事業の中断を余儀なくされた。危険物施設は震災時等において、二次被災の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されている。そのため、震災等による被災の軽減及び早急な施設の復旧に係る対策を確実に実施していくことが重要である。

平成 23 年度の検討においては、以下の結論を得た。

- 危険物施設の直接の被害を防ぐためには、現行耐震基準への適合の再確認が重要。
- 津波対策については、施設の津波被害を検証し、津波到達までに①二次被害防止のための応急措置②従業員等の避難について予防規程に定めておくことが重要

平成 24 年度の検討においては、以下の結論を得た。

- 施設が被災する中で、危険物の仮貯蔵・仮取扱いにより多くの臨時的対応が行われたが、今後は事前に計画を作成し消防機関と協議していくことが重要
- 施設においても多くの臨時的対応が行われたが、仮貯蔵・仮取扱いが必要でないものも含めて具体的に計画しておくことが重要

これらの検討を踏まえ、危険物施設においては、震災等に備えて、二次被害を防ぐための応急措置や、被災後の緊急点検、その後の臨時的対応等を全体的に整理した緊急時対応マニュアルを、個々の施設の実情に即して整備していくことが望まれる（また、必要に応じて予防規程等にもその内容を反映していくことが必要。）。

既に一部の事業者や関係団体においては取り組みが始まっているが、これをより良いものにするためには、東日本震災時の対応を含めた過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や知見について共有することが効果的であり、事業者が実際に危険物施設の震災等に対する対策を講じる上で参考となる資料の提供が求められている。



このことから、危険物施設の事業者が適切かつ容易に震災等対策を実施することができるよう、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめたガイドライン（手引書）を危険物施設の事業者を対象として作成する。

### 〈ガイドライン作成のポイント〉

- 危険物施設における震災等対策の一連の流れ（事前計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被災の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）について整理する。
- 施設の規模や社会性等の危険物施設の性質を元に施設類型を分類し、作成する。
- 事業者が震災等対策を講じる際の参考となるような、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓を多く掲載する。
- よりよいマニュアル作りに参考となるよう、望ましい内容、参考となる事例を幅広く積極的に盛り込む（ベストプラクティス的な内容）
- ガイドラインがより多くの事業者に普及できるよう、より利用しやすい形態や方法を検討する（施設関係者が理解しやすい内容（ビジュアル等の工夫）、参考として活用しやすい形態等（編集方法の工夫、ホームページの利点の積極的活用等））。

## 2. ガイドラインの構成（案）

前述のガイドライン作成のポイントに基づき、次のような内容で作成する。

### 第1章 災害による被災の特徴

災害に対する備えの重要性及び重点的に対策を検討すべき事項について注意喚起することで、より積極的な姿勢で対策に取り組めるよう、東日本大震災及び過去の災害における危険物施設の被災状況を統計データ、写真、被災事例を用いて紹介する。

### 第2章 事前対策

事業者が適切かつ容易に、事前計画の作成や従業員への教育・訓練、非常用資機材の確保等の対策を実施することができるよう、災害に備え準備しておくべき事項について整理し、被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見等を紹介する。

#### 1 事前計画の作成

予防規程やその他の計画の作成方法等について解説

##### (1) 行動の基本方針

対象とする災害の規模に応じた行動について整理

##### (2) 連絡体制

連絡手段や連絡表の整備等の必要事項について整理

##### (3) 役割分担

災害時の役割分担や役割に応じた実施内容について整理

##### (4) 安全確保

緊急停止時における行動の優先順位や安全確保対策に関するポイントや留意点について整理

(5) 避難

避難に際して確認しておくべき事項に関するポイントや留意点について整理

2 従業員への教育・訓練

定期的な従業員への教育・訓練について過去の事例を含めて紹介

3 非常用資機材の確保

非常用資機材の紹介

※ コラム的に過去の被災事例や奏功事例を紹介

### 第3章 緊急時対応

事業者が緊急時においても適切かつ容易に、人命の確保及び施設の安全確保を実施できるよう、緊急時の対応の流れや、仮貯蔵・仮取扱い等の臨時的対応に係る安全対策及び手続きについて整理し、被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に得られた知見等を紹介する。

1 震災発生時の事業者等の対応

行動フロー及びチェックポイントについて整理

2 発生後の被災の確認・応急措置

発生後の被災の確認ポイントや応急措置対策の留意点について整理

3 臨時的な対応

仮貯蔵・仮取扱い等の臨時的な危険物の取扱いに係る安全対策及び手続きについて整理

※ コラム的に過去の被災事例や奏功事例を紹介

### 第4章 復興期対応

事業再開の前に必要な点検や補修に関するポイント及び留意事項について整理

### 3. ガイドラインの普及方法について

ガイドラインができる限り多く活用されるようにするためには、日頃から危険物施設の立入検査等を実施し、安全対策を指導している市町村の消防機関を通じて事業者に普及することが最も効果的であると考えられる。

このことから、普及方法としては、消防庁のホームページにガイドラインを掲載し、誰でもダウンロードできる状態としておき、市町村の消防機関から事業者に対して URL をお知らせしてもらう等の対応を想定する。(そのため、市町村の消防機関が事業者に対して本ガイドラインの URL にアクセスするよう進める際に活用できる A4 1 枚程度の概要ペーパーも併せて作成し、市町村の消防機関に提供する。)